(b) 技術の取得の機会の提供及び移転

(i) 締約国は、多数国間の制度の下にある食料及び農業のための植物遺伝資源の保全、特徴の把握、評価及び利用のための技術の取得の機会を提供し、又はその取得の機会の提供をより円滑なものにすることを約束する。締約国は、一部の技術が遺伝素材を通じてのみ移転され得ることを認識し、そのような技術及び同制度の下にある遺伝素材並びに改良された品種及び遺伝素材であって同制度の下にある食料及び農業のための植物遺伝資源の利用を通じて開発されたものについて、前条の規定に従って取得の機会を提供し、又はその取得の機会の提供をより円滑なものにする。これらの技術、改良された品種及び遺伝素材については、関連する財産権及び取得の機会の提供に関する法令を尊重しつつ、各国の能力に応じてその取得の機会を提供し、又はその取得の機会の提供をより円滑なものにする。

(ii) 国（特に、開発途上国及び移行経済国）に対する技術の取得の機会の提供及び移転は、食料及び農業のための植物遺伝資源の利用に関する作物ごとの課題検討グループの設立及び維持並びに同グループへの参加、受領した素材に関する研究及び開発並びに商業的な合弁事業におけるあらゆる形態の連携、人的資源の開発、研究施設への効果的なアクセスその他の一連の措置を通じて実施される。

(iii) 締約国である開発途上国（特に、後発開発途上国及び移行経済国）に対する(i)及び(ii)に規定する技術（知的財産権によって保護されているものを含む。）、特に、保全において利用される技術及び開発途上国（特に、後発開発途上国及び移行経済国）の農業者のための技術の取得の機会の提供及び移転については、公正で最も有利な条件（特に多数国間の制度の下での研究及び開発における連携を通じて相互に合意する場合には、緩和された、かつ、特恵的な条件を含む。）の下に、これらを行い、又はより円滑なものにする。当該取得の機会の提供及び移転については、知的財産権の十分かつ有効な保護を承認し、及びそのような保護と両立する条件で行う。

(c) 能力の開発

締約国は、開発途上国及び移行経済国のニーズ（これらの国が多数国間の制度の対象である食料及び農業のための植物遺伝資源に関する計画及びプログラムを有している場合には、当該計画及びプログラムにおいて食料及び農業のための植物遺伝資源に関する能力の開発に与えられている優先順位により表明されているニーズ）を考慮し、次のことを優先させることに合意する。

(i) 食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関する科学的及び技術的な教育及び訓練のためのプログラムを作成し、又は強化すること。

(ii) 特に、開発途上国及び移行経済国において、食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用のための施設を整備し、及び強化すること。

(iii) 可能な場合には、開発途上国及び移行経済国において、これらの国の機関と協力しつつ科学的研究を実施すること、並びに当該機関が必要とされる分野における科学的研究のための能力を開発すること。

(d) 商業化による金銭的な利益その他の利益の配分

(i) 締約国は、研究及び技術開発における連携及び協力（開発途上国及び移行経済国における民間部門との連携及び協力を含む。）を通じてこの条に規定する活動に民間部門及び公的部門を関与させることにより、多数国間の制度の下で商業上の利益の配分を達成するための措置をとることに合意する。

(ii) 締約国は、12.4に規定する定型の素材移転契約に、食料及び農業のための植物遺伝資源である産品であって多数国間の制度を通じて取得した素材を組み入れたものの商業化から生ずる利益の衡平な配分としての支払をその商業化を行う受領者が19.3(f)に規定する仕組みに対して行うことを要求する規定を含めることに合意する。ただし、当該産品が更なる研究及び育種のために制限なく他の者の利用に供される場合は、この限りでなく、この場合においては、商業化を行う受領者は、当該支払を行うことを奨励される。

理事会は、その第一回会合において、商慣行に従い、当該支払の水準、形式及び方法を決定する。理事会は、当該産品を商業化する各種の受領者について異なる支払の水準を設定することを決定することができる。理事会は、また、開発途上国及び移行経済国における小規模農家に対し当該支払を免除する必要性について決定することができる。理事会は、利益の公正かつ衡平な配分を達成するために支払の水準を随時見直すことができるものとし、この条約の効力発生から五年以内に、商業化された産品が更なる研究及び育種のために制限なく他の者の利用に供される場合にも定型の素材移転契約に定める義務的な支払の規定を適用するか否かについて評価することができる。

13.3 締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源の利用から生ずる利益であって多数国間の制度の下で配分されるものが、主として、食料及び農業のための植物遺伝資源を保全し、及び持続可能な方法で利用する全ての国（特に、開発途上国及び移行経済国）の農業者に対して、直接又は間接にもたらされるべきであることに合意する。

13.4 理事会は、その第一回会合において、開発途上国及び移行経済国（多数国間の制度の下にある食料及び農業のための植物遺伝資源の多様性に対する貢献が顕著であるか又は特別のニーズを有する移行経済国に限る。）における食料及び農業のための植物遺伝資源の保全のため、第十八条の規定により合意される資金供与の戦略の下で行われる具体的な援助に関連する政策及び基準を検討する。

13.5 締約国は、世界行動計画を十分に実施する能力（特に、開発途上国及び移行経済国の能力）がこの条の規定及び第十八条に規定する資金供与の戦略の効果的な実施に大きく依存することを認める。

13.6 締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源から利益を得ている食品加工業界が任意で利益の配分に寄与することにより多数国間の制度に貢献するための戦略の実施方法を検討する。

第五部　補完的な要素

第十四条　世界行動計画

締約国は、定期的に見直しが行われる食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関する世界行動計画がこの条約にとって重要であることを認識し、同計画の効果的な実施（特に、前条の規定を考慮しつつ、能力の開発、技術の移転及び情報の交換に関する一貫した枠組みを提供するための国内措置及び適当な場合には国際協力を通じた実施を含む。）を促進すべきである。

第十五条　国際農業研究協議グループその他国際的な組織が保有する食料及び農業のための植物遺伝資源の生息域外保持収集物

15.1 締約国は、国際農業研究協議グループに属する国際農業研究センターに委託されている食料及び農業のための植物遺伝資源の生息域外保持収集物がこの条約にとって重要であることを認める。締約国は、国際農業研究センターに対し、次の条件に従って当該生息域外保持収集物に関する理事会との取決めに署名するよう要請する。

(a) 附属書Ⅰに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源であって国際農業研究センターが保有するものが、第四部の規定に従って利用に供されること。

(b) 附属書Ⅰに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源以外の食料及び農業のための植物遺伝資源であって、国際農業研究センターが保有するもの（この条約の効力発生前に収集されたものに限る。）が、当該国際農業研究センターと国際連合食糧農業機関との間の取決めに基づいて現在用いられている定型の素材移転契約の規定に従って利用に供されること。この定型の素材移転契約は、国際農業研究センターと協議の上、理事会により、その第二回通常会合が終了する時までに、この条約の関連規定（特に、第十二条及び第十三条の規定）に適合するように、かつ、次の条件に従って修正される。

(i) 国際農業研究センターが、理事会が定める日程に従い、締結された定型の素材移転契約について理事会に対して定期的に通報すること。